

第1章 岩見沢市教育行政点検評価について

1. 点検評価の目的

この点検評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によって制度化され（平成20年4月1日施行）、教育委員会が自らの権限に属する事務を点検・評価し、その結果に関する報告書を議会に提出・公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくという目的で実施しております。

2. 点検評価の概要

点検評価の実施にあたっては、各課の「推進項目」を単位として点検評価表を作成することを原則とし、「前年度の課題」「当該年度の達成目標・効果」に対して「当該年度の実施内容」を記載するとともに、当該年度における「達成度・効果度」「今後の必要性」について検証・評価を行いました。

また、上記を踏まえて「今後の課題」を検討し、それに対する「改善策」を明確にして以後の事業運営に反映させることとしました。

<参考：推進項目とは>

教育委員会では、教育行政方針に基づき、各課が当該年度に推進する事業等の方向性を「推進方針」として定めるとともに、それを実現していくための事業等の概要を「推進項目」として設定しております。

今回の点検評価においては、この「推進項目」を単位として評価することを原則として実施しました。

なお、教育行政方針、各課の「推進方針」と「推進項目」については、参考として報告書の後段に掲載いたしました。

3. 学識経験者の知見の活用

点検評価を行う際には、教育に関して学識経験を有する方の知見を活用することが法で規定されています。

このことから教育委員会では、5名の方を岩見沢市教育行政点検評価にかかる検討委員に委嘱し、会議を通じて各事業の点検評価内容の説明を行うとともに、各委員から具体的な意見等を頂きながら点検評価を進めました。

なお、検討委員から頂いた改善に向けた意見の主なものについては、報告書の後段に掲載しております。